

特集 『障害者差別禁止法』  
の制定を求める特集企画

《アピール》

## 『障害者差別禁止法』の制定を求める

社会福祉法人 ワークスユニオン

理事長 下野 英世

私が会長を務める根津市医師会では、一昨年、全国に先駆けて「障害者差別禁止法の制定を求める決議」を採択し、会報にそれを発表しました。

またNPO法人アビリティーズ会報と日本弁護士会の障害者差別禁止法のための冊子に、その概要が紹介されました。医師会としては心の底からわき出た心情を、決議文として人々に呼びかけたものであり、未だそれが実現していないことに、障害をもつた人々に対する日本社会の考え方の至らなさを痛感せざるを得ません。

有していて、池田弁護士こそ、日本における障害者差別禁止法制定推進の第一人者であり、日弁連の委員会の副委員長でもあります。

障害者が支援を受けて、社会生活のスタートラインに健常者と共に立つことは「庶民」ではなく、当然の権利でなければならず、それを「応益」とする政府、与党の支配下にこの国がある限り、私たちの戦いはずつと続けていかなければなりません。

されて、医師会としての決議文を出しました。この度、ワークスユニオンとして声を発することは遅きに失してはいません。何故なら差別禁止法の制定は道なお遠く、してはならない」の一文を入れて事足りりとする、我が国の国会の現実があるからです。

また、障害者自立支援法の名のもとに、およそノーマライゼーションの理念に真っ向から矛盾する、「応益負担」なる政策を推進する厚労省と国会の与党自民公明党が存在するからであります。

そういう活動家に私はいつも敬意を払い、脱帽し、陰ながらの応援をしてきただけなのですが、今回ワークスユニオンが声明を出すに及んで、一文の寄稿を求められました。

ワークスユニオンは、その理事の一人に池田直樹弁護士を

私は池田弁護士とアビリティーズの伊東弘泰会長に触発

山川さんをはじめ、多くの福祉活動家はそういう現実をよく知りつつも、政治的に戦うよ

り、まず自らがなし得る支援活動に全身全霊をなげうつています。いつ実現するか分からぬ政治的課題に関わっている時間もなく、今日の前の課題に懸命なのです。

(二〇〇六年七月一日)

## 『障害者差別禁止法』制定に向けて

社会福祉法人 ワークスユニオン 理事

日弁連 障がいのある人に対する差別を禁止する法律に関する調査研究委員会副委員長

弁護士 池田 直樹

### 『新しい差別概念』

通常「差別」とは、「不利益を取り扱い」を指します。

今までの例としては、市民ブルーは誰でも利用できるはずなのに「精神障害者は入れません」という扱いをしていました。これは明らかに「障害を理由とした差別」といえます。このような差別の考え方には既に承認されており、法律の分野でも違法とされています。このように対しては損害賠償請求が認められています。

車いすで上がり電車に乗れない、聴覚障害のある人に対し手話通訳保障がされているため視覚障害のある人がホームから転落する事故が後を絶たない、選挙公報などが知的書かれていないため候補者の主張が理解できないなど。

これらは直接的に障害を理由に不利益取り扱いを受けたわけではありません。しかし、それぞれの障害に対応した配慮がなされないために結果に

「保護の客体」ではなく「権利の主体」であると言われるようになります。このように社会の側に「障害に対応した配慮」を求めることで障害のある人の社会参加は飛躍的に前進します。しかし、通路に段差があつて目的地（会場）に入れない、高架駅にこの「配慮」は個々の事業者にて障害者差別禁止法の制定を

は「負担」となり小さな事業所では經營を圧迫することもある

りえます。そこで、一方で「配慮を義務付け」つつも、他方で「合理的範囲内に限定」すると

いう調整が必要になります。

「」のようにして「障害のある

人は対して合理的配慮は義務

だ」「合理的配慮をしないこと

は違法（差別）だ」といえるこ

とにになります。この義務を定め

た法律として障害者差別禁止

法を制定する必要があります。

ところが、日本では1993

年障害者基本法が制定されま

したが差別禁止条項は規定さ

れず、2004年改正で「何人

も障害者に對して、障害を理由

として、差別することその他の権

利利益を侵害する行為をして

はならない」と定めました（同

法3条3項）。しかし、「」で

は「合理的配慮義務違反は差別

である」とは定めていません。

また、「」とは定めていません。

であつて、個々の差別事例に対

して、具体的に救済するための

法律ではなく行政に指針（ガイ

ドライン）を定めた法律なので

す。具体的な救済の役に立ちま

せん。

ただ、現在千葉県で議論され

たが、「障害者差別禁止条例

」はこの分野を担当）とが、いわ

くわば車の両輪として保障され

いかなければなりません。

その意味で、前者の保障を後

退させる自立支援法の制定は

厳しく批判されなければなら

ないといえます。このような流

れは障害のある人の完全参加

と平等という最近二十年の国

際的な潮流に逆行するもので

あり、差別禁止法制定運動を日

本国内の各所で盛り上げてい

く中で国際的な潮流に乗つて

いく必要があるといえます。

勧告しています。また、現在国注目する必要があります。

『日本の障害者政策の後退』

日本の障害者政策は198

0年「国際障害者年」、198

1年から十年間「国連・障害者

の十年」さらに「アジア太平

## 「あたりまえ」の生活を目指して

「働く場が欲しい」

「選択肢の少ない生活」

地域で生きていくのは、容  
易な事ではありません。

とにかく、何をするにもお  
暮らせます。でも…。

公然とした差別の中で、いま  
だに彼らは苦しんでいます。  
です。

障害者自立支援法が施行され、一割負担がかかるよう  
になりました。いよいよ、福祉もお金のかかる時代にな  
ります。

親亡き後を支える「ワークスユニオン」と、そこで生  
きている利用者たち。

今、必要なのは、時代を逆行する制度に歯止めをかけ  
る「障害者差別禁止法」を早期に制定することです。

### 「吹きさらしの生活」

しかし、地域で生きていくに  
多くの障害者はいつの時  
代も、「吹きさらし」の生活  
を強いられています。

「吹きさらし」とは、建物  
が粗末なことではあります  
が、社会や制度が変わるたび  
に、生活の場を変えられ、安  
定のしない生活を強いられ  
て、いる彼らの現状です。

しかし、「会社で働きたい」  
という思いをかなえるため  
に、ユニオンとして、エルチ  
ヤレンジなどの利用も積極  
的に取り入れてきました。

現在、清掃会社へ就職した  
がしたい

今秋の制度改正のように、  
地域で生活しづらい制度を  
作らせない為にも、「障害者  
差別禁止法」の制定が必要で  
す。利用者の皆さん、「あた  
りまえ」の生活を目指せるよ  
う、強く求めていきたいと思  
います。

ワークスユニオンでは、あ  
えて集合型グループホーム  
のスタイルをとつてきました。

た。

グループホームの開所当

時は、役人から「ミニ施設化  
だ」という批判もありました。

しかし、「会社で働きたい」  
を嫌になったから辞めたい」  
と言う利用者はいません。

もし、集合型グループホー  
ムのスタイルをとらなかつ  
たら、今の利用者たちは地域  
での暮らしを断念したでし  
ょう。

それだけ、利用者が地域で  
暮らすには、まだまだ制度が  
不十分なのです。

法律に盛り込まれない限り、  
障害者雇用が進まないのが  
現状です。

「能力が無いから…」その  
います。

金がかかるのです。  
「地域で生活したい」→  
「でも就職出来ない」→「だ  
か、収入のない利用者にはあ  
りません。

でも、その構図に落ち着か  
せたくない職員の想いがあ  
ります。

障害を持つている彼らは、  
しかし、就職をしても、人間関係など  
から仕事を長く働き続ける  
ことの困難なケースが多い  
のです。

彼らは、「安定した生活を  
与えられる」のではなく、「汗  
水を流してでも、自分の納得  
した生活を獲得したい」ので  
す。

障害を持つ彼らを守る法  
律、「障害者差別禁止法」は、  
すでに世界の四十二カ国以  
上で制定されています。  
今までのようになんかは、  
福祉法で「保護」するのでは  
なく、今、「権利」として見  
直す時です。

### 「トータルケアと 差別禁止法」

利用者たちは言います。  
「生活保護はいらんから、給  
料もらって、生きたいよ」

確かに、普通の人なら  
誰でもあたりまえに考えら  
れる選択肢です。

しかし、一般企業への就職  
は、法定雇用率の未達成企業  
に対する罰則規定などが  
法律に盛り込まれない限り、  
「あたりまえ」を選択肢にするこ  
とができません。

（荒木）

